

平成 23 年 8 月 22 日
鞍手町告示第 58 号

鞍手町まちづくり出前講座等実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、町民等で構成される団体又はグループ（以下「団体等」という）からの要請に基づき、町の職員等を講師として派遣し、町政に関する説明、専門知識を活かした講座等を行う鞍手町まちづくり出前講座（以下「出前講座」という）を実施することにより、町民等の学習意欲の高揚と地域活動の促進を図るとともに、様々な情報を共有できる学習機会の拡大を図り、住民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第 2 条 出前講座を受講できる者は、町内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者で構成された概ね 10 人以上の団体等とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(出前講座等の種類及び内容等)

第 3 条 出前講座の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各講座における講師及び講座内容は、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 町政編 町の職員が講師となり、当該職員が担当する業務に関する専門分野について行うもの
- (2) 公共機関編 国、県等の公共施設又は公共的団体の職員が講師となり、行うもの
- (3) 町長との対話集会（通称「キャッチボールトーク」）

2 出前講座の具体的な内容は町民等からの要望を考慮し、調整して決定する。なお、項目については毎年度作成し、町長が別に定める。

(開催時間及び場所等)

第 4 条 出前講座の開催日時は、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日までの日を除く、午前 9 時から午後 9 時までとし、連続した 2 時間以内の時間とする。

2 出前講座を開催する会場は、町内に限るものとし、その会場については出前講座を受講する団体等が確保しなければならない。

3 受講当日の運営及び進行は、当該受講団体等において行うものとする。

(受講の申込手続)

第5条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者は受講を希望する日の30日前までに、鞍手町まちづくり出前講座等受講申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（決定）

第6条 町長は、前条により申込みがあったときは、出前講座の実施の可否を決定し、鞍手町まちづくり出前講座等承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により団体等の代表者に通知するものとする。

2 町長は、出前講座の実施の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 町長は、その出前講座が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その講座を実施しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 政治、宗教又は営利を目的とした出前講座であるとき。

(3) 専ら批判、苦情の申し出、戸別相談又は陳情等を目的としたものであるとき。

(4) 出前講座の目的を著しく逸脱したものであるとき。

(5) その他町長が不適當であると認めるとき。

（変更等の届出）

第7条 第6条第1項の規定により出前講座の決定を受けた団体等の代表者は、講座内容、開催日時又は会場等に変更があったとき、若しくは当該出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに鞍手町まちづくり出前講座等受講（変更・取消）届（様式第3号）を町長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、参加者予定人数等の軽微な変更については、この限りでない。

（決定の取消し）

第8条 町長は、出前講座が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

(1) 第6条第3項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 講師の事故その他やむを得ない理由があるとき。

2 町長は、前項の規定により出前講座の実施の決定を取り消す決定をしたときは、速やかに鞍手町まちづくり出前講座等取消決定通知書（様式第4号）により、団体等の代表者に通知するものとする。

(経費等)

第9条 出前講座の講師料は、無料とする。ただし、出前講座において使用する施設の借上料、原材料費、有償資料代については、出前講座を受講する団体等の負担とする。

2 町は、第6条から第8条までの規定による決定を行った場合において、これにより当該団体等が前項の費用負担等の損害を受けても、一切の責めを負わないものとする。

(報告)

第10条 団体等の代表者は、出前講座終了後、鞍手町まちづくり出前講座等報告書(様式第5号)を町長へ提出しなければならない。

(講師の派遣等に係る事務)

第11条 講師の派遣、団体等との調整及び講座の開催に必要な資料等の準備は出前講座の依頼があった担当課がするものとする。

(庶務)

第12条 出前講座に関する庶務は、総務課で処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、交付の日から施行する。